

令和8年度弘前市教育委員会
会計年度任用職員(埋蔵文化財作業員)募集要項

遺跡の発掘作業及び遺物の整理作業等に従事する会計年度任用職員(埋蔵文化財作業員)を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (埋蔵文化財作業員)	【雇入れ時】 ・遺跡の発掘作業 ・遺物の整理作業 (Word、Excel、AdobeIllustrator・Photoshopを使ったパソコンでの入力作業を含む) など ・その他所属長が定める事務 【変更の範囲】 上記の範囲内	1人	令和8年6月1日

※夏季は屋外現場での発掘作業に従事するため、力や体力を必要とします。

※冬季は屋内での遺物の整理作業が主となります。

2 応募資格

- ・地方公務員法第16条の欠格条項(次のアからウ)に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・パソコン(Word・Excel)の基本的な操作ができること。
 - ・普通自動車運転免許を有していること(私有車を使用しての外勤が可能であること)。
- ※作業に関する知識や技術を積極的に覚えようとする姿勢を持った方で、長時間の屋外での作業に従事できる方を募集します。
- ※以下の経験や資格があれば尚可です。
- ・遺跡の発掘作業の経験
 - ・測量に関する資格、経験

3 雇用期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり(ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回(令和10年度)まで)。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
文化財課	【雇入れ時】 埋蔵文化財整理保管施設（弘前市樹木三丁目12番地1）及び市内の各発掘作業現場 【変更の範囲】 変更無し	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日） 勤務時間：週30時間勤務（9:00～15:45） 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

5 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）：
 - ・有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、骨髄等ドナー休暇、産前・産後休暇、育児時間、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇）
 - ・無給（療養休暇、妊産疾病休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

- (1) 給料／報酬 月額 153,445～156,077円
 （再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）
 ※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2) 通勤手当／費用弁償
 - ア 通勤方法が徒歩以外であり、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上の場合に支給します。
 - イ 通勤手当の額は、通勤の実態に応じ、次に掲げる区分により算定します。
 - (ア) 交通機関（バス、電車等）を利用する場合は定期券等の額面及び基準に応じた額を支給します。
 - (イ) 交通用具（自動車、バイク、自転車等）を使用する場合（他者運転同乗の場合を除く）、通勤距離に応じた額とし、月額66,400円を上限とします。
 - (ウ) 交通用具（自動車、バイク又は原動機付自転車）を使用し、常例として駐車場を利用し、その使用料を負担する場合、当該駐車場使用料を負担する場合、当該駐車場使用料に相当する額とし、月額5,000円を限度とします。
 - ウ イの規定により算定した額（交通機関、交通用具及び駐車場使用料を含む。）の合計額は、1月につき150,000円を限度とします。
- (3) 期末・勤勉手当 6月と12月に関係規定に基づき支給
 （在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）

(4) 給与締切日 月末締め

(5) 給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 応募方法 次の書類を全て、以下の提出先に郵送又は持参してください。
提出先：弘前市教育委員会教育総務課人事係（弘前市役所岩木庁舎3階）
（〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1）

(1) 履歴書 所定の申込用履歴書に必要事項を記入し、顔写真を貼付してください。申込用履歴書は、教育総務課窓口及びハローワーク弘前で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 運転免許証の写し（マイナ免許証のみをお持ちの方は、マイナンバーカードに記録された運転免許証情報を提出先窓口にて提示してください。）

9 受付期間 令和8年5月18日（月曜日）17時まで（必着）。
※なお、郵送による場合は、令和8年5月18日（月曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「埋蔵文化財作業員選考申込」と朱書きしてください。

10 選考方法 令和8年5月21日（木曜日）に個人面接を実施し、採用者を決定します。個人面接の詳細については、応募者に対してお知らせします。

11 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。
(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
(3) 秘密を守る義務（同法第34条）
(4) 職務に専念する義務（同法第35条）
(5) 争議行為の禁止（地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条）

12 その他 営利企業への従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となることがあります。

13 問い合わせ先 弘前市教育委員会教育総務課人事係（電話：0172-82-1639）

弘前市会計年度任用職員(埋蔵文化財作業員)申込用履歴書

職種	会計年度任用職員 (埋蔵文化財作業員)		受付番号 ※記入しないで ください	(写真) 6か月以内に撮影した帽子 を付けないで上半身正面 向縦4cm、横3cm程度のも ので、本人とはっきり確認で きるものを貼ってください。 写真の裏に氏名を記入して ください。 令和 年 月 日撮影
ふりがな				
氏名				
生年月日	昭和 平成	年 月 日	選考結果の 送付先 どちらかに○	
ふりがな				
現住所	〒 -			
電話番号(携帯電話等連絡がつくもの)				
ふりがな				
連絡先	〒 -			
電話番号(上記以外で連絡がつくもの)				

学歴 (中学校から順を追って記入してください。所在地は市町村まで記入してください。)

年	月	学校・学部・学科	修学区分	所在地
自			卒 年中退	
至			卒見込 転 学	
自			卒 年中退	
至			卒見込 転 学	
自			卒 年中退	
至			卒見込 転 学	
自			卒 年中退	
至			卒見込 転 学	

経歴

年	月	勤務先の名称	職名・仕事の内容	所在地
自				
至				
自				
至				
自				
至				
自				
至				
自				
至				
自				
至				

(裏面)

免許・資格・特技等

資格・免許・特技等の種類	資格・免許の名称等
自動車運転免許	
その他資格・免許 (福祉、医療事務、介護、教員、 保育に関するものなど)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
パソコンに関する資格等	
パソコン操作について ※該当する欄にチェックをお願いします。	<input type="checkbox"/> ワードやエクセルを用いて、複雑な文書や関数を用いた表を作成することができる。 <hr/> <input type="checkbox"/> ワードやエクセルを用いて、簡単な文書や表を作成することができる。 <hr/> <input type="checkbox"/> ワードやエクセルで作られた既存の文書や表の修正程度はできる。
その他の資格・免許・特技等	

志望の動機、アピールポイント

--

申込みにあたっての要望事項

--